

ひらめ

閃きの番人

弁理士ジョージの事件簿

FILE 001：弁理士ジョージをよろしく
公知と先使用権（前編）



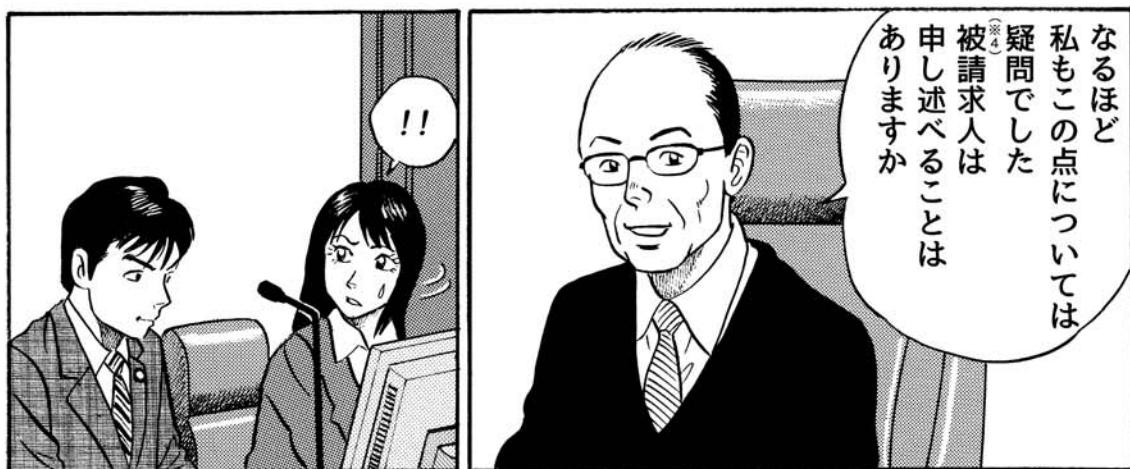
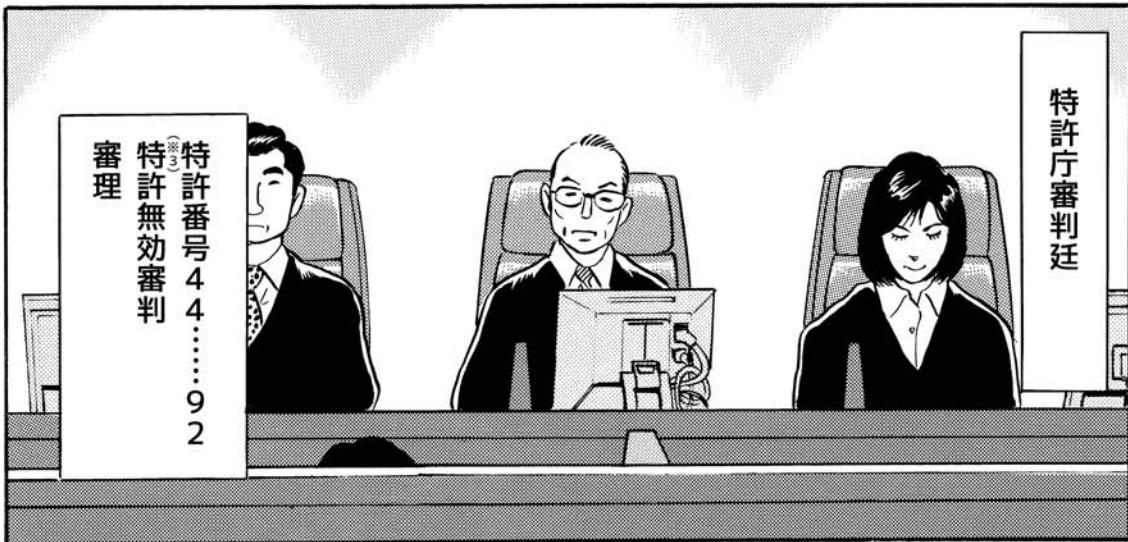
作画：ヒロカネプロダクション
監修：日本弁理士会



■この物語はフィクションです。登場する人物・団体等は実在のものと一切関係ありません。

(※1) 実施例 発明を実施するための具体的な説明。特許出願書類に記載される。物の発明の場合、物の構成、製造方法、使用方法など。

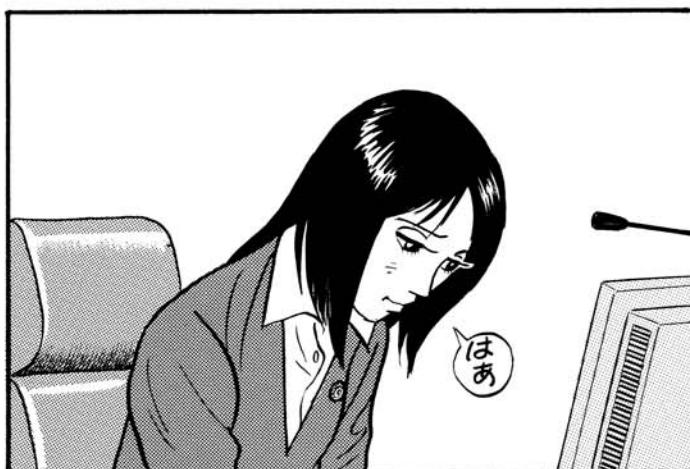
(※2) 実施可能要件 特許出願書類に求められる要件の1つ。その発明が実施できるものである、詳細な説明を記載しなければならない。

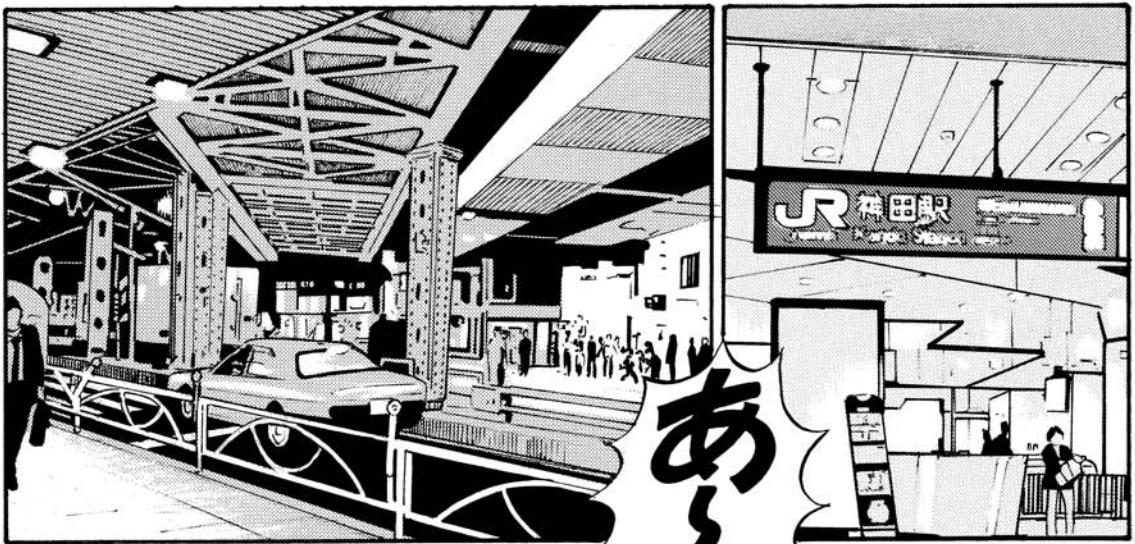


(※3) 特許無効審判 特許を無効にすることを目的とする審判で、特許庁に請求する。その特許について何らかの利害関係のある者が請求する。

(※4) 被請求人 ここでは、特許無効審判を請求された人（特許権者及びその代理人）。

実施例にある
数値の誤記については
私も認識して
おります







そして
彼女が西屋の同僚
新人弁理士
桐生眞理

事務所に入る前の
面接はいつも
一流ホテルの

なんでこんな
事務所に
入っちゃつたの
かなあ

ラウンジ……

ビシツとしたスーツで

自信にあふれた口調

カツコよかつたなあ
西屋先生……

こんな
ボロ事務所で！

それが
何よ！

もとい
西屋譲治
もとい
ジョージ!!

人聞きの悪いこと
言うなよ……
頭下げてきたのは
君の方だろうが

折角
弁理士の
資格とつたのに
郵便物と書類の
整理ばかり……

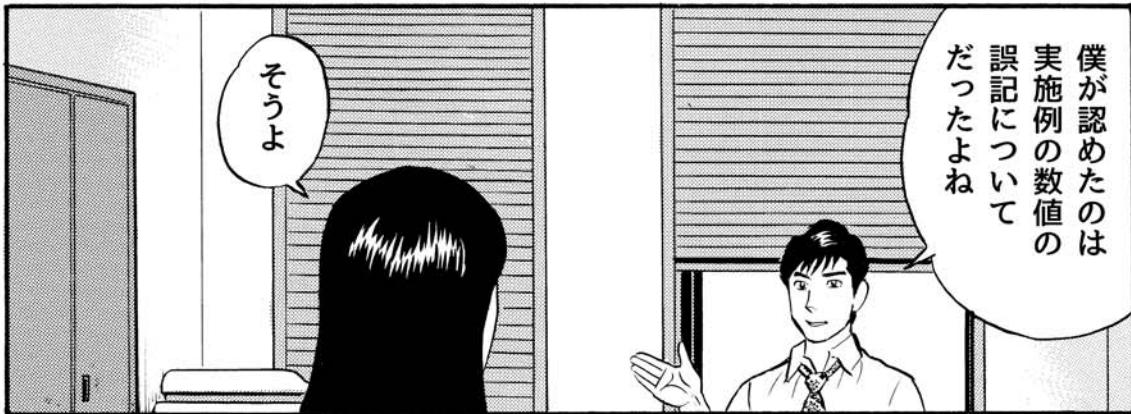






勝ってる！





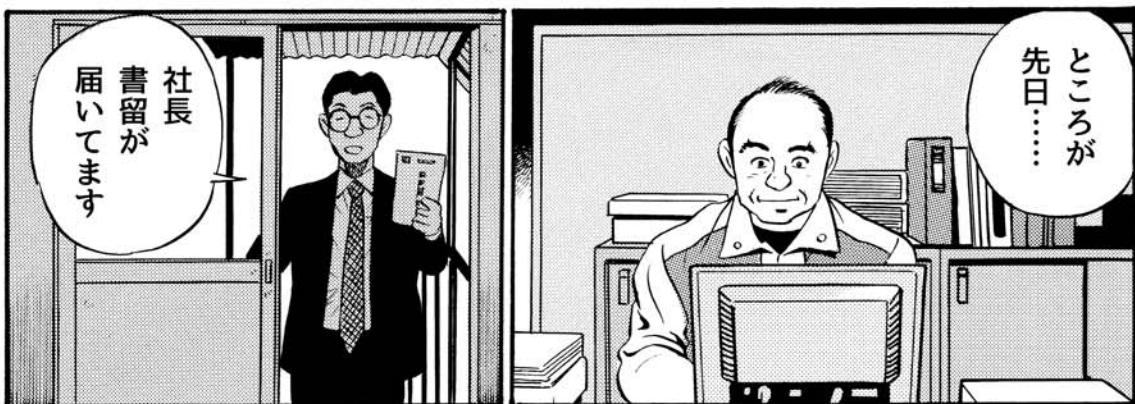
(※6) 新規性 特許を受けるための要件の1つ。今までにない、新しい発明であること。
(※7) 進歩性 特許を受けるための要件の1つ。その発明が容易に創作できたものではないこと。
(※8) 請求人 ここでは、特許無効審判を請求した人。





社員は営業マン
含めて20名ほどの
小さな会社です

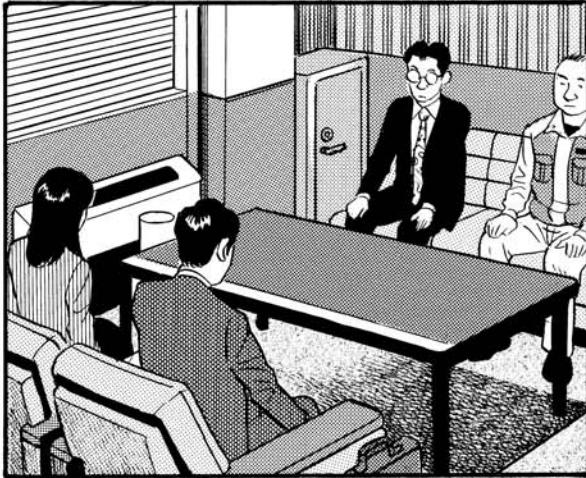
ただ 私を含め
研究熱心な社員が
数名おりまして
技術とアイデアで
なんとか創業20年に
なろうとしています





(※9) 特許使用料 特許発明を実施（使用）するための対価。いわゆるライセンス料。





我々は決して特許の
公開情報を元に
商品化した訳では
ありません！

むしろ
彼らが俺らの
技術を真似した
んですよ！

そうなると
相手方への賠償金
減額交渉となるの
でしきうか

栗原
落ち着け

はい
6、7年は
経っています

先日 社長は
「長い間 販売
してきた機械」
と仰っていました

技術的には
という話です

いや
あくまで…

特許の条件には
〔※10〕「公知になつていないと」という条件があります



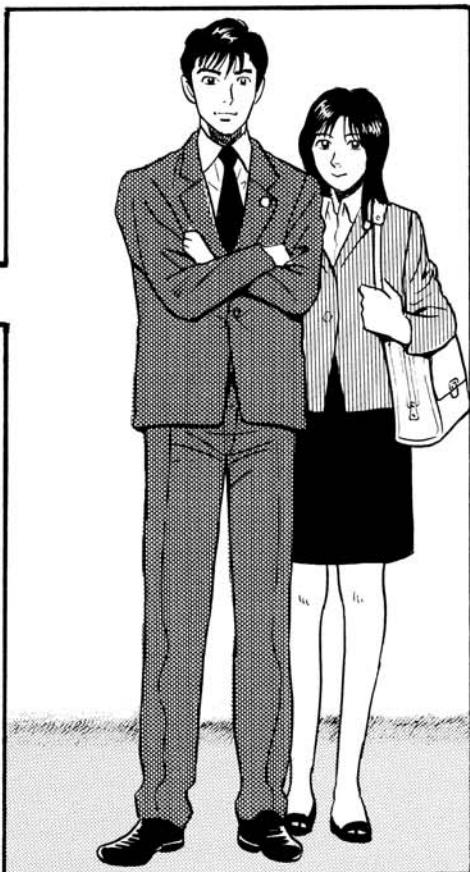
すでに商品化され
販売されている
というのも公知となり
新規性を失います

公知には
学会で発表されている
だとかインターネットで
公開されているだとか

公知と言いますと……

なるほど！
つまり我々の商品化が
先と立証できれば
その特許は無効と
いうことか！

づくづく



(※10) 公知 不特定の者に内容が知られ、秘密とはいえない状況のこと。

公開日:2017年10月

作画:ヒロカネプロダクション

原作:高津邦彦

監修:日本弁理士会

※この物語はフィクションです。登場する人物・団体・名称などは、実在のものとは関係ありません。

※当作品に掲載されている文章、キャラクター等の無断転載・無断加工を禁止しております。

※当冊子の販売等営利目的での使用を禁止しております。

問い合わせ先

広報室

e-mail:kouhou@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話:03(3519)2361(直) FAX:03(3519)2706